ヨーロッパ連合時代における「国民国家」の見直し

――「ブリテン史」の隆盛とイギリス国家の行く末――

山本　正

はじめに

二〇世紀も残すところわずかとなった近年、世紀末についてなにかと語られているが、今回の世紀末は、たんに一つの世紀のそれというだけではなく、過去数世紀続いてきた大きな一時代――「近代」――の終わりをも感じさせる。ひとつの「世界」の終焉といってもよい。いうまでもなく、その「世界」とは、一五・一六世紀ころに西ヨーロッパで成立した「近代世界」のことである。この世界は、成立当初から、地理的な意味でのヨーロッパを越えて膨張しつづけ、ほぼ前世紀末／今世紀初までに、他の歴史的世界をことごとく併呑することで、人類史上はじめて地球上にただひとつの「一体化した世界」を実現した。だが、どのような「世界」でもやがて終わりのときを迎えるものだ。いまがまさにそのときなのであろう。近年、「近代」の見直しがことさらに試みられるようになっていることが、その証左といってよい。[1]

国家の観点からみても、このヨーロッパ近代世界が生み出した「国民国家」のさまざまな問題が、ここにきていろいろと俎上に載せられるようになっている。かつては「国民国家」となることが、「近代化」すなわち進歩の証しとされていたものだが、いまではこの国家のありかたにひそむ影の部分に焦点が当てられている。「国民」をフランス革命のさいに成立したような理念で、つまり、主権が存

し、法の下で平等な公民という意味合いで捉えるにしろ、あるいはドイツやイタリアの国家統一を支えたナショナリズムの含意で、ロマン主義的に、「血」や言語、伝統、文化などを共有する民族の意味合いで捉えるにしろ、そこには、この国家を構成する「国民」が均質的・画一的な人間集団であるという前提がある。「近代」においては、とりわけ一九世紀以降においては、そうした均質的な「国民」が国家を構成することが、正しいこと、もしくは理想とされてきたのである。しかし、現実には、ある特定の国家の領域内に生きる住民が、あるいは国家が建設されようとしている地域に住む住民が、本来的に均質だなどということがあるとすれば、それはよほど例外的なケースであろう。たいていは、国家を構成し／しようとし、みずからを「国民」と措定する特定の人間集団が、他の人間集団に「国民」となることを強要し、また、それを拒絶する集団に対しては、これを排除して、あたかも存在しないかのようにみせかけるか、せいぜいかれらを「在留外国人」扱いしてきたのである。こうした「国民国家」が有する暴力性がいまや、白日のもとに晒されるようになっているのである。(2)

このように「国民国家」の見直しがされるようになった背景に、現今のグローバルな経済の動きがあることはいうまでもない。モノ、カネ、サーヴィス、ヒトのボーダーレスな移動がますますはげしくなるなかで、経済を基準とすれば、ボーダーを前提とする「国民国家」が時代遅れになっていることは明白な事実である。じっさい、「国民国家」を生み出した当の西ヨーロッパで、ヨーロッパ経済共同体（EEC）からヨーロッパ共同体（EC）へ、さらにヨーロッパ連合（EU）へと着実に統合が進んできたのを、われわれは目のあたりにしている。難航が予想された共通通貨制度も、ほぼタイム・スケジュールどおりに実現することになった。もっとも、現在までの統合プロセスにおいて、たとえばマーストリヒト条約の批准では、加盟各国の国民の統合に対する温度差がはっきりし、なかには、国家（政府）としては統合を積極的に推進してきながら、国民投票では批准賛成票と反対票が拮抗したフランスのような国があるなど、紆余曲折があった／あること自体が、「国民国家」という枠組みがいまなお保持する力を示しているのであろうが。

さて、ヨーロッパ連合の有力構成国でありながら、これまでのところ、ヨーロッパ統合に国家としても国民として

も距離を置いてきた／いるイギリスでも、近年、われわれがイギリスと呼ぶところの「国民国家」を歴史的に見直そうとする動きが盛んになっている。「ブリテン史」British History もしくは「ブリテン諸島史」History of British Isles[3]といわれるが、以下、イギリスにおけるこの新たな歴史学の動向を、ヨーロッパ統合のなかでイギリスが国家として岐路に立たされている現状と関連づけて、紹介していくことにしよう。

一　「ブリテン史」の歴史

(i)　J・G・A・ポーコクによる「ブリテン史」の提唱

「ブリテン史」が近年のイギリス史学界における新しい動向であると、いま述べたところだが、「ブリテン史」の必要性そのものは、今を溯ることおよそ四半世紀前にすでに、イギリス政治思想史家のJ・G・A・ポーコクが提唱していた。[4]ポーコクのこの主張については、その要点を「イギリス史の多文化的認識」の重要性ならびに「帝国と統合の共生関係」の必要性にみる木畑洋一氏の簡潔な紹介があるが、[5]ここではもう少し詳しくその内容を検討していくことにしよう。

ポーコクは、そもそも従来イギリスには、「ブリテン史」と呼べるものは存在しなかったという。これはどういうことであろうか。

ここで、現在われわれ日本人がイギリスと呼ぶ国家の複合的性格について簡単に見ておく必要がある。「イギリス」という言葉は、もともとポルトガル語の inglês に由来しており、これはいうまでもなく英語の English からきているのであるが、では、日本語のイギリスはイングランドを指すのか、といえば、ことはそう簡単ではない。むしろ、現在われわれが「イギリス」という言葉で言い表している国家の正式名称は、「大ブリテンおよび北アイルランド連合王国」であり、そこにはイングランドという名称は一切現れない。しかし、いま注目すべきは、「連合王国」という名称である。この国制を示す用語には、「イギリス」なる国の性格が示唆されている。すなわち、現在の「イギリス」は、イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドといった複数の地域（国）から構成される複合的国家なのである。では、「イギリス」というわれわれの用いる名称は、誤っているのだろうか。「連合王国」成立の歴史的経緯に鑑みれば、かならずしもそうとはいえな

いことがわかる。つまり、やや乱暴ないいかたをするならば、イングランドがブリテン諸島において、その周囲の諸地域を併合していくことによって現在の「連合王国」がある――ただし、アイルランド島のうち二六の県は、今世紀になって独立し、アイルランド共和国となっているが――ということができるからである。「連合王国」にあってイングランドが中心的な地位を占めることは否定しがたい。

このように、イングランドの重みが大きいとはいえ、「連合王国」が他の三地域――スコットランド、ウェールズ、アイルランド（現在は北アイルランド）――を含む複合的性格の強い国家であるにもかかわらず、歴史学の領域では、そうした面を考慮したイギリス史が構築されてこなかったというのが、従来のイギリス史に対するポーコクの批判の主眼点である。より具体的にいえば、こうだ。イングランドにはイングランド史がある。しかし、イングランド史家は、ブリテン諸島の他の諸地域の歴史については、それがイングランド史に関わるかぎりで、言及されるにすぎない。そして、イングランド史家に「ブリテン史」という観点があったとしても、イングランドの膨張史それがすなわち「ブリテン史」とイコールだとする傾向が強かった。他方、その他の諸地域ではどうかというと、スコットランドにはスコットランド史、ウェールズにはウェールズ史、アイルランドにはアイルランド史という、それぞれのナショナル・ヒストリがあり、それらに共通するのは、イングランドに対する反発・抵抗に貫かれた、ナショナリスト的歴史なのである。これはイングランドの膨張史＝「ブリテン史」というイングランド史学にみられる傾向の裏返しだといってよい。では、こうした従来のイギリス史の諸傾向に批判的なポーコクは、いかなる「ブリテン史」を構築すべきだというのであろうか。

かれの「ブリテン史」は、ブリテン諸島をひとつの枠組みとする歴史の構築をめざすものである。ただし、かれは「ブリテン史」という用語は用いても――かれはこれ以上に適当ないいかたがないという――ブリテン諸島という名称は避け、かわりに「大西洋列島」the Atlantic archipelago という造語を用いる。ここには、アイルランドもかれの「ブリテン史」を構成する重要な要素であり、しかもそこにおいてナショナリスト的アイルランド史が排除されるものではけっしてないというポーコクの姿勢が強く現

れている。つまりイギリスの植民地支配に対して抵抗し、ついには独立を達成したという思いの強いアイルランド共和国の国民やアイルランド共和国によるアイルランド統一を希求する北アイルランドのナショナリストへの配慮だといってよい。もっとも、この「大西洋列島」というタームは、かれの主張を受け継ぐ「ブリテン史家」にかならずしも受け入れられているとはいえない。

それはさておき、ブリテン諸島、もしくは「大西洋列島」を地理上の枠組みとする歴史といっても、ポーコクが目指しているのは、従来の「国民国家」の歴史のように、この地理的枠組みのなかで、ひとつの均質的な「国民」が成立していく過程をあとづけるといったものでないことは、いうまでもない。そうではなく、ブリテン諸島という枠組みにおいて、これを構成するいくつかの「国」もしくは地域――代表的なのは、イングランド、スコットランド、ウェールズ、アイルランドであるが、それぞれにおけるさらに下位の地域単位や、それらにまたがる地域単位もありうる――の相互関係、というよりは相互作用としての歴史こそが、ポーコクのいう「ブリテン史」の主題なのである。いいかえれば、これがブリテン諸島における「統合」Union（＝「連合王国」United Kingdom の成立）に対するポーコクの多元的アプローチといってよい。

もっとも、ブリテン諸島の歴史におけるイングランドの圧倒的な重みや、ブリテン諸島を構成する諸「国」のナショナル・ヒストリの主要テーマであったイングランドの膨張、それに対する周辺諸「国」の反発・抵抗というおなじみの史実を、ポーコクが無視しているのでは、けっしてない。むしろかれは、一方の諸地域間の相互作用というアプローチと、他方の「政治的・文化的存在としてのイングランドの優勢が一貫して強まっていったというのが『ブリテン史』のパターンだという明白な史実」[6]とを両立させねばならないと述べるのである。ポーコクのいう「帝国と統合の共生関係」というのは、まさしくこのことを指している。というのは、後者の史実は、イングランドの帝国的膨張といってよく、しかも、かれはそこに、近代における地理的枠組みとしてのブリテン諸島を越えた膨張、すなわち大西洋、北米方面での、さらに一九世紀以降ではオーストラリア、ニュージーランドでの、いわゆる「白人定住植民地」建設をも含めて捉えているからである。

もっとも、これはポーコク自身が最近述べているところ

なのだが、かれの主張が直ちに他の歴史家のあいだで反響を巻き起こしたわけではない。かれの「ブリテン史」の提唱に沿うような著作が頻繁に上梓されるようになるのは、一九八〇年代も末期以降のことである。以下、時代別に、「ブリテン史」の成果を簡単にみていくことにしよう。

（ii）中世「ブリテン史」

まず、「ノルマン征服」以降の中世（一一～一五世紀）についてみると、ここでは、ノルマン朝や、とりわけプランタジネット朝イングランド王国のブリテン諸島内における膨張主義的行動と、それに対するアイルランド、ウェールズ、スコットランドの対応を扱ったウェールズ史家のR・R・デイヴィスやアイルランド史家のR・フレイムの著作をあげることができる。[7] もとより、中世におけるイングランド王国の膨張や、それに対する上記三地域の反応が三者三様だったことは周知の史実である。すなわち、一三世紀の後半にエドワード一世による完全征服を受けたウェールズでは、一五世紀の初めに一〇年ほど続いた大反乱とその鎮圧で旧来のウェールズ支配層が没落したあと、かわって台頭してきたウェールズの新興地主層が抵抗よりもむしろ歓迎の姿勢を示したことによって、一六世紀前半のイングランドとウェールズの合同（というよりも、前者による後者の併合）はスムーズに実現した。これに対して、一二世紀後半から一三世紀前半にかけてのイングランドによる征服が不完全に終わったアイルランドでは、イングランド王権の注意がフランスにもっぱら向くことになる中世末期（百年戦争期）に、先住民のゲール系族長勢力の復活が見られるとともに、アイルランドに定着したイングランド系大領主の自立化が進んだ。その結果、王権の直接支配権が及ぶのはダブリン周辺の「ペイル」（柵）と呼ばれる地域だけで、それ以外ではゲール系、イングランド系を問わず、自立的な軍閥の群雄割拠状態が成立するのである。スコットランドの場合は、ウェールズともアイルランドとも異なる関係をイングランドとの間に創出する。自らの封建的上級領主権を主張し、しばしば軍を進めたイングランドであったが、ウェールズやアイルランドとちがって早くから統一王国を成立させていたスコットランドは、これによく抵抗し、フランスと同盟関係を結んで、独立を維持したのであった。こうしたイングランドの膨張に対する三地域の対応は、しかし、従来は、個別的に扱われてきた。デイヴィ

スやフレイム自身、そうである。[8] しかしかれらは、いずれも一九九〇年になって、イングランドの膨張と、これに対するそれらの地域の三者三様の対応を、あらためてブリテン諸島という枠組みにおいて捉えた作品を世に問うようになったのである。

(iii) 一八世紀〜一九世紀初の「ブリテン史」

つぎに、時代は飛ぶが、大ブリテン連合王国が成立する一八世紀以降について、ややユニークな「ブリテン史」を試みているL・コリーの研究をあげることにしよう。[9] コリーのテーマは「ブリテン国民」British nation の形成である。先にみたように近代イギリス国家は複合的性格をもち、イングランドとスコットランドの合同による連合王国の成立にしても、これはあくまでもスコットランド王国議会の廃止＝ウェストミンスタ議会への一本化という議会合同なのであって、スコットランドはそれ以降も司法や通貨、教育、宗教など多様な面で独自の制度を維持していった。われわれの感覚からすれば、イングランドとスコットランドは別の国といった方がいいのである。そうした連合王国において、イングランド人やスコットランド人、あるいはウェールズ人といった、旧来のナショナル・アイデンティティを越えた次元で、ひとつの「ブリテン国民としての帰属意識」British national identity がいかに形成されていったか、を追求しようというわけだ。そのさい、コリーが重視するのは「他者」の存在である。ブリテン諸島内の諸地域を構成するそれぞれに個性的な人間集団のあいだで、ひとつの国民としての帰属意識が成立したのは、その相互の違いを凌駕する共通の「他者」があってこそだとコリーはいう。ではその「他者」とはだれか。コリーは大きくつぎの三者をあげる。まず、一八世紀から一九世紀初にかけては、カトリック勢力とフランス――ただし、この両者はかなり重なるところが大きい――である。この「他者」（「敵」といってもかまわない）との対峙において、プロテスタント的「ブリテン国民」が形成されていったのである。しかし、一九世紀になってナポレオン戦争も終了すると、カトリック勢力もフランスも、もはや「他者」としての役割を終える。では、いまや覇権国家としての地位を確立したイギリスにとって「他者」とはだれなのか。コリーは「帝国」の存在を挙げる。すなわち世界に広がる海洋帝国の支配者であるという意識が「ブリテン国民としての帰

属意識」を成立させる重要な要素となったというのである。

コリーの場合は、ブリテン諸島を構成する諸地域間の相互作用をみるのではなく、ブリテン諸島レヴェルでのナショナル・アイデンティティの形成を問題にするという点で、ポーコクの問題意識やアプローチとかなり異なっている。また、コリーはアイルランドのカトリックを「他者」と位置づけており、かれらは「ブリテン国民」には含まれない。これは、カトリック・アイルランドをも重要な構成要素として「ブリテン史」のなかに取り込むべきだとするポーコクの立場と決定的に異なる。しかし、「帝国と統合の共生関係」を視野に入れようとする点では、コリーのものもまた、ポーコクの主張に沿った「ブリテン史」の試みだといってよい。

(iv) 一七世紀「ブリテン史」

しかし、なんといっても、これが「ブリテン史」だという、しかも、「ブリテン史」＝「ブリテン諸島史」だというイメージを決定づけたのは、一七世紀を扱ったC・ラッセルやJ・モリルらの革命史であろう。[10]

一七世紀半ばの、いわゆる「ピューリタン革命」は、わが国でも世界初の「市民革命」という位置づけで戦後史学（大塚史学）の重要なテーマであったし、いまでも教科書的には「ピューリタン革命」として、発展段階史的にイギリス史をみようとするさいの重要な画期とみなされている。ラッセルやモリルの捉え方は、こうした見方に根本的な修正を迫るものである。オーソドクスの立場から、かれらが「修正主義者」revisionistsと呼ばれるのも当然であろう。では、かれらは「革命」をどう捉えるのか。

「革命」といえば、われわれはイングランドにおける議会派と国王派の内戦、そして議会派の勝利を思い起こす。そして、かかる「革命」の原因としては、「ジェントリの勃興」や「貴族の没落」といったトーニーやストーンらの一世紀以上におよぶ社会経済的な説明、あるいは、「ルネサンス国家」において官職保有の有無が生み出した「宮廷」と「地方」の対立に「革命」の原因をみるトレヴァ＝ローパーの説、そして両者の結論をみることのなかった論争が思い浮かんでこよう。こうした「革命」の原因について、まったく新しい見方を提示するのがラッセルである。かれは、「革命」もしくは「内戦」を惹起する長期的で深

遠な原因など、そもそもイングランドには存在しなかったとする。たしかに、一七世紀になってイングランドにステュアート朝が成立すると、国王と議会のあいだで、なにかと齟齬が生じたのは周知の事実である。しかし、かかる両者の対立は、それだけならば、内戦にまでおよぶ必然性はなかったとラッセルはいう。むしろ、「革命」もしくはイングランドの内戦が勃発した原因は、ブリテン諸島のうち、イングランドの外部にあったというのだ。すなわち、まずは一六三〇年代末期に生じた国王チャールズ一世政府の宗教政策に対するスコットランド・プレスビテリアンの反乱であり、チャールズはこれに対処すべく軍事費を捻出するためにイングランド議会の召集を余儀なくされた。ついで、一六四一年一〇月に勃発したアイルランド・カトリックの反乱であり、これを鎮圧すべき派遣軍の指揮権をめぐって議会と国王が決定的対立に陥り、内戦へと突入するに至った、とラッセルはするのである。

さらに、このような「革命」（内戦）の短期的・周縁的原因説との関連で、かれは、前期ステュアート朝国家を「複合君主制国家」composite monarchy という観点で捉えようともする。「複合君主制国家」とは、ひとりの君主が異なる称号もしくは資格で複数の国（邦）を同時に治めており、しかもその君主の領土全体に領域的・法的一体性が存在しないような国家を指す。われわれが近世の大陸ヨーロッパにおける絶対主義国家とみてきたスペインやフランスなどを、その実態に則して捉えようとする近年のタームである。このタームをラッセルは一七世紀前半のステュアート朝の領土にも適用しようとするのである。すなわち、ステュアート朝国家はイングランド・スコットランド・アイルランドというそれぞれ性格の異なる三つの王国からなる「複合君主制国家」だと。そして、ステュアート朝の王は、この三者三様の諸王国を同時に統治する宿命を帯びていたのだが、初代のジェイムズ六世／一世はともかく、二代目のチャールズ一世には、それに対する理解にも、また必要な統治能力にも欠けており、そのために一六四〇年代にブリテン諸島全体が戦争に陥ったというのである。ちなみに、ラッセルや、この世紀半ばの戦争過程そのものを研究対象としているJ・モリルなど、一七世紀「ブリテン史」家は、この戦争を「三王国の戦争」the war of the three kingdoms と呼んでおり、[11] われわれがかつて重視した「ピューリタン革命」は、その部分を構成する

にすぎない。

伝統的なイングランド中心史観を克服して、ブリテン諸島を構成する諸地域（王国）間の相互作用という観点から、ステュアート朝国家に迫ろうとする、これら一七世紀「ブリテン史」家たちのアプローチは、まさにポーコクの主張の一面を具体的な事例について鮮やかに――成功しているかどうかはともかく――活かしたものといえよう。しかし、反面、かれらはブリテン諸島内諸地域間の相互作用というアプローチと折り合いをつけるべきだとポーコクがいみじくも指摘していた「イングランドの膨張」という史実については、考慮に入れようとはしない。というよりも、モリルなどは、これを「イングランド中心」の「歴史学的帝国主義」として拒否さえするのである。[12] ましてや、海外への発展というコンテクストなど、かれらの「ブリテン史」にとって、およそ視野の外である。「ブリテン史」＝「ブリテン諸島史」のイメージを定着させたのは、ラッセルやモリルなど一七世紀「ブリテン史」家の功績（もしくは罪）だといっても過言ではなかろう。[13]

二　「ブリテン史」隆盛の今日的背景

前節でみたように、ポーコクがはじめて「ブリテン史」の必要性を提唱したのは、すでに四半世紀前のことであったが、「ブリテン史」の具体的成果が世に問われるようになるのは、一九八〇年代末期から一九九〇年代になってのことである。そして、最近では、「ブリテン史」をテーマとするシンポジウムが開かれ、論文集が編纂されるなど、[14] 海のかなたでは「ブリテン史」はますます隆盛になっている。こうした傾向が、なぜ近年になってから目立つようになっているのであろうか。

「ブリテン史」の隆盛がみられるようになった一九八〇年代末期以降の時期は、ヨーロッパ統合が飛躍を遂げた時期でもある。ただし、両者をストレートにつなげるわけにはいくまい。後者はヨーロッパ・レヴェルでの現実の動きであり、一方、前者は、われわれがイギリスと呼んでいる国家を対象とする歴史学の動向だからである。両者をつなぐ鍵となるのは、ヨーロッパ統合の進展のもとで現在のイギリス国家（連合王国）が置かれている状況であろう。

経済分野での統合がほぼ完成の域に達し、外交・防衛と

いった政治分野での統合に乗り出すほどにヨーロッパ統合が進んだということは、既存の「国民国家」を「国民国家」たらしめてきた各国の主権がそれだけ制限されてきたということである。根っからの保守主義者であるサッチャーのごとき「ヨーロッパ懐疑主義者」が政権を長らく維持してきたイギリスが、ヨーロッパ統合に非協力的というか抵抗してきたのは、そのためであった。しかし、ヨーロッパ統合が既存の「国民国家」に及ぼしてきた影響は、主権の制限だけではない。

ヨーロッパ統合は、既存の国境の壁を低くするという意味合いが大きい。モノ、カネ、サーヴィス、ヒトの国境を越えた動きをより自由にするというのが、市場統合の目指してきたところである。これによって、従来は国境によって隔てられてきた地域――そうした地域は、既存の国家においては周縁に位置づけられてきた――どうしが提携して、あらたな発展を模索するという現象が生じている。フランス南西部のプロヴァンス地方とスペインのカタロニア地方の連携が代表的なものであろう。[15] いいかえれば、従来、周縁と位置づけられてきたがゆえに、中央に対する不満・反発がくすぶってきた地域で、地域ナショナリズムがあらたな展望を見いだしうる状況が生まれてきたのである。イギリスもまた例外ではない。

七つの海を支配し、世界各国に植民地を有した大英帝国の絶頂期にあっては、連合王国の内部にきしみが目立つことはなかった。連合王国のなかではイングランドに対して従属的立場に置かれていたウェールズやスコットランドも、帝国の中枢に位置することで、イングランドほどではないにしても、その恩恵を享受していたからである。しかし、第二次世界大戦後に脱植民地化が進行して帝国が崩壊し、その経済的な悪影響が連合王国の周縁部により強く及ぶにいたって、スコットランドとウェールズで、ナショナリズムが住民の間で一定の支持を得るようになる。[16] 一九七九年には、ときの労働党政権が、スコットランドとウェールズへの分権を実施しようとしたが、分権に反対の保守党の抵抗によって住民投票に持ち込まれ、両地域ともに反対票が賛成票を上回る結果となった。これは、労働党政権の分権案が、統合維持の保守党支持層にはラディカルに過ぎた一方で、ナショナリストにとってはあまりにものたりないものであったためである。[17] その後の保守党長期政権のもとでは、分権はまったく議題にものぼらず、スコットラ

ンド、ウェールズのナショナリズム運動は閉塞状況に陥った。しかし、ヨーロッパ統合の進展が、先に述べたように、地域ナショナリズムに、既存の国家の枠を超えたあらたな展望を開くにいたって、スコットランドやウェールズのナショナリズムも再び活気づくようになったのである。

九七年の総選挙で歴史的な勝利を収めて、政権に復帰した労働党のブレア首相が、選挙公約にしたがって、住民投票を実施し、今回はスコットランドとウェールズへの分権を実現させたのは、両地域におけるナショナリズムへの対応であることはいうまでもない。ただし、これをナショナリズムへの屈服とみるのは的外れであろう。ブレア首相にとっても、連合王国の枠組みを崩す気は毛頭ないと思われる。保守党は、分権を連合王国分解への第一歩とみて、地域ナショナリズムへの譲歩を一切拒否してきた。だが、労働党はナショナリズムに強硬な姿勢をとっても、かえってナショナリズムを勢いづけるだけとみたのではないか。それよりも、スコットランドやウェールズへの分権を進めて、これらの地域の独立志向――とくにスコットランド・ナショナリズムには政治的独立志向が強い――に歯止めをかけようとしたとみるべきであろう。これらの地域では労働党の支持基盤がとくに厚いだけに、連合王国の分解は労働党にとってなんらメリットはない。ただ、連合王国の枠組維持といっても、分権によって、イギリスの国家のあり方（国制）は当然変わってくる。従来のイギリスは複合的性格を維持しながら、一点ではきわめて中央集権的な国家であった。すなわち、議会主権の国家として、ウェストミンスタ議会がすべての権限を集中的に掌握してきたのである。いまや分権が実施されることになったのであるから、今後のイギリス（連合王国）は連邦国家へと――君主制の存否の問題はさておくとして――移行していくのではなかろうか。

しかし、ヨーロッパ統合が既存の国民国家に否応なしに変化を迫るなかで、イギリスとしてもこれに対応せざるをえない状況に置かれていることを、もっとも鮮明に映し出しているのが、北アイルランド和平プロセスである。

北アイルランドでは、一九六〇年代末期以降、およそ四半世紀にわたって、血みどろの紛争（テロの応酬）が続いた。その根底には、少数派カトリック住民と多数派プロテスタント住民相互の、歴史に根差した敵意・不信がある。アイルランド島のうち二六県（現アイルランド共和国）で

は人口の九〇パーセント以上をカトリックが占めていたが、アルスタ六県（現在の北アイルランド）では、一七世紀後半におけるスコットランドからのプレスビテリアン農民の流入によって、プロテスタント人口がカトリック人口を上回ることになった。今世紀のアイルランド独立にさいして、アルスタ六県が北アイルランドとして連合王国に残留したのは、このためである。そして、連合王国内部の自治領となった北アイルランドでは、権力を独占した多数派プロテスタント／ユニオニスト（＝連合王国との統合維持派）が、少数派カトリック／ナショナリスト（＝アイルランド共和国との統一希求派）をさまざまな面で差別していった。これに対して、一九六〇年代後半になって、二級市民扱いされたカトリック住民のあいだで、とりわけ若い層から、アメリカ黒人による同種の運動の影響をうけるかたちで、公民権運動が生じた。これは、デモ行進などあくまでも平和的手段にもとづく運動であったのだが、プロテスタント過激派がこの運動を暴力的に弾圧するという挙に出たため、開店休業状態にあったリパブリカンのアイルランド共和軍（ＩＲＡ）が息を吹き返して、活発なテロ活動を展開する。プロテスタント側もアルスタ防衛協会／アルスタ自由の戦士（ＵＤＡ／ＵＦＦ）やアルスタ義勇軍（ＵＶＦ）などロイヤリスト・パラミリタリーズが対抗的にテロ活動に出て、ここに北アイルランドは紛争状態へと陥った。七〇年代になると、紛争の収拾のためにブリテン島から軍隊が派遣されるが、デリ（ロンドンデリ）で無防備のカトリック住民一三名が虐殺された七二年一月三〇日の「血の日曜日事件」を引き起こすなど、かえって紛争をこじらせる要因となる。同年、北アイルランドの自治も停止され、翌年に北アイルランド主要諸政党、イギリス政府、アイルランド共和国政府三者間で結ばれたサニングデール協定にもとづく、ユニオニストとナショナリストとの権力共有システムのもとでの自治の復活も、ユニオニスト強硬派の抵抗であえなく挫折してしまい、紛争の政治的解決の展望が開かれないまま、紛争が続いていった。[18]

しかし、八〇年代末期になってようやく紛争解決の兆しがみえるようになる。リパブリカンの政党でＩＲＡと密接な関係にあるシン・フェイン党の党首ジェリー・アダムズをはじめ幹部層に、対英武装闘争の限界が認識されるようになるのである。九〇年代になると、カトリックでナショナリストだが、暴力絶対反対の立場を貫いていた社会民主

労働党のジョン・ヒューム党首とアダムズの間で、和平に向けた秘密会談が進められ――九三年春には、会談が行われたことそのものは公表された――、この情報をつかんだ、当時のアイルランド共和国首相アルバート・レイノルズがイギリスのメイジャー政権との間で和平プロセス実現にむけての交渉を積極的に展開する。その成果が、一九九三年一二月一五日にイギリス・アイルランド両首脳によって発表された共同宣言（ダウニング街宣言）である。[19]

北アイルランド問題の政治解決の前提として、ともかくIRAの武装闘争を放棄させることを目標に作成された、全部で一二カ条からなるこの宣言には、レイノルズのイニシアティヴでヒューム・アダムズ会談の内容がかなり盛り込まれたといわれており、イギリス、アイルランド両政府がそれぞれの責任で行いうる事項が列記されている。すなわち、イギリス政府は北アイルランドに利己的な戦略的・経済的利害を有さないこと（第四条）、北アイルランドが連合王国に残留するか共和国と統一するかは、南北アイルランド住民間の合意ならびに北アイルランド住民の過半数の意志にもっぱらかかっている点をイギリス首相とアイルランド首相がそれぞれ認めること（第四条、第五条）などである。なかでも、本論文との関連で重要なのは、第三条であろう。そこには「アイルランド島の両部分、ならびにヨーロッパ連合におけるパートナーとしてのアイルランドと連合王国に共通する利害を充足するにあたっては、ヨーロッパの発展それ自体が、新しいアプローチを求めることになろう」とある。ヨーロッパ統合に進展という新たな動きのなかで、北アイルランド和平を模索されるべきことが明らかに認識されているのである。こうした認識の具体化として、宣言のなかで、両政府ともにアイルランドにおける「二つの伝統」（プロテスタント／ユニオニストとカトリック／ナショナリスト）それぞれの権利とアイデンティティを完全に尊重すること（第四条、第五条）、この「二つの伝統」相互の信頼関係を築くことが、将来にとってなによりも肝要であり、アイルランド統一を望む共和国としては、統一が実現した場合に統一アイルランドのなかで少数派となってしまうプロテスタント／ユニオニスト――かれらがアイルランドの統一を拒否する最大の理由がここにある――の懸念を考慮して、カトリック教会の社会に対する力がいまなお強く、カトリック文化の濃密な共和国自身の民主的・多元的社会への変革へ努力すること（第六条）が謳

われていることを挙げてよかろう。つまり多元主義・多文化主義が北アイルランド和平実現の鍵だと認識されているのである。これはまさしくヨーロッパ統合の精神そのものといってよい。[20]

ダウニング街宣言からおよそ八カ月後の一九九四年八月三一日、IRAはついに翌日からの無期限停戦を宣言した。ロイヤリスト・パラミリタリーズ側はしばらく模様眺めをしていたが、こちらも一〇月一二日にIRAの停戦が続く限りという条件で停戦に踏み切った。こうして北アイルランド問題の平和的・政治的解決への道が開けたかのようにみえたが、すぐに障害が出現する。政治的解決に向けてのシン・フェイン党とイギリス政府との予備折衝において、イギリス政府がIRAの武装解除を政治交渉の前提条件に持ち出したのである。これは、政治交渉の場で、IRAとのつながりが深いシン・フェイン党との同席を嫌うユニオニストがイギリス政府に圧力をかけたためとされる。当時のメイジャー保守党政権は、ウェストミンスタ議会で与野党が伯仲するなか、政権維持のためには、九議席を有するアルスタ・ユニオニスト党の支持を必要としたのであった。しかし、こうしたイギリス政府の姿勢はシン・フェイン党の受け入れうるところではなく、九五年初頭までに、両者の交渉は決裂する。そして翌九六年二月九日には、IRAがロンドンのドック・ランド再開発地域で爆弾テロを敢行し、ついに停戦を破棄したのであった（もっとも、ロイヤリスト側は自重して停戦を維持しつづけた）。

ふたたび、和平に向けて大きく事態が動き出すのは、九七年総選挙で、労働党ブレア政権が成立してからである。ブレア首相は北アイルランド和平に積極的にコミットする姿勢を打ち出し、IRAも再び七月下旬に再停戦を宣言する。これを受けてブレア政権は、ユニオニストの抵抗を退けて、前年五月に始まっていながらなんらの進捗もみていなかった北アイルランド諸政党・イギリス政府・アイルランド政府間の和平交渉の場にシン・フェイン党の参加を認め、ようやく和平交渉が本格的に動き出す。そして、紆余曲折はあったが、九八年四月八日、ついに和平にむけての合意（「ベルファスト合意」）が成立し、五月二〇日の住民投票で承認されたのである。

この和平交渉は、三つの筋に沿って（スリー・ストランド方式）進められた。ストランドAは、北アイルランドの内政問題、ストランドBは南北アイルランド間の関係、スト

ランドCはイギリス・アイルランド関係である。こうした枠組みは、IRAの停戦がまだ予想もされていなかった九〇年代初頭に、紛争継続のなかで政治交渉を先行させようとした当時の保守党サッチャー政権の北アイルランド担当大臣ピーター・ブルックが設定していた。これはユニオニストとナショナリストの相反する要求を受けた妥協の産物である。すなわち、ユニオニストは、北アイルランド問題はあくまでも北アイルランドもしくは連合王国の内政問題であって、ダブリン政府が交渉に加わることを望まなかった。これに対して、ナショナリストは、北アイルランドや連合王国内部の当事者だけによる問題解決は無意味で、ダブリン政府の参加を強く求めていたのである。また、イギリス・アイルランド関係については、一九八五年にイギリスのサッチャー首相が、ユニオニストの猛烈な反発を尻目に、当時のアイルランド共和国フィッツジェラルド首相との間で結んだ「アングロ・アイリッシュ合意」にもとづく。

今回のベルファスト合意の内容を簡単にみておこう。まずストランドAについては、北アイルランド議会の復活と、一〇八の議席からなる議会での政党勢力に比例して閣僚ポストを配分するかたちでの行政府を発足させることで、権力共有システムでの自治が行われることになった。またストランドBについては、経済・社会（非政治的）分野での南北アイルランド協力関係の促進が謳われ、それぞれの政府代表が北アイルランド議会と共和国議会に各々責任を負う南北閣僚評議会が設置されることになった。そして、ストランドCについては、八五年の「アングロ・アイリッシュ合意」に代わる、あらたな「ブリティッシュ・アイリッシュ合意」が成立した。

本論との関わりでは、この最後の「ブリティッシュ・アイリッシュ合意」の内容が、もっとも興味深い。従来の「アングロ・アイリッシュ合意」のもとでは、ロンドン政府とダブリン政府の代表からなる評議会が北アイルランド問題も含めて、イギリス・アイルランド両国に関わる諸問題を検討する場として機能していたのであるが、今回これにかえて、イギリス、アイルランド代表だけではなく、分権が実施されることになったスコットランド、ウェールズの代表、そして北アイルランドの代表も含めた「ブリティッシュ・アイリッシュ評議会」をあらたに設けることになったのである。

この構想は、もともと、アルスタ・ユニオニスト党のト

リンブル党首が、九七年一一月下旬に、アイルランド共和国アハーン首相と会談したおりの提案に端を発しており、アハーンも積極的にこれに応じる姿勢を示したことから、今回のベルファスト合意に盛り込まれることになった。

では、トリンブルがこのような提案をおこなった思惑はどこにあったのだろうか。ユニオニストは連合王国との統合（ユニオン）堅持の立場であるが、ロンドン政府をかならずしも信頼してきたわけではない。また、先に述べたように、アイルランド共和国政府が北アイルランド問題に「介入」してくることを嫌ってきた。とすれば、イギリス・アイルランド関係について、ロンドン、ダブリンだけではなく、北アイルランド、スコットランド、ウェールズの代表も含めた評議の場を設けようという提案は、ダブリンそしてロンドンの比重の低下をねらったものとみても、あながちまちがってはいないだろう。他方、ダブリンのアハーン首相がこの提案に乗ったのはなぜだろうか。共和国側には、北アイルランド問題について、これまでロンドン政府がかならずしもアイルランド政府ほど積極的にコミットしてきていないという思いがあった。北アイルランド、スコットランド、ウェールズの代表も交えたほうが、北アイルランド問題もそのなかに含めたイギリス・アイルランド両国共通の課題がいっそう真剣に討議されることになるのではないかと、アハーンは腹のうちで考えたのだろう、と、こちらはこのニュースを報道した『アイリッシュ・タイムズ』の記者の推測である。[21]

当事者の思惑はどうであれ、ともかくこのような提案がなされ、実現されることになったということ自体が、イギリス国家の変革を反映している。従来の「アングロ・アイリッシュ合意」から、今回の「ブリティッシュ・アイリッシュ合意」へと、名称の変更もひじょうに象徴的だ。ロンドンとダブリンの間というのではなく、連合王国を構成する諸政治・行政単位の代表とアイルランドの代表、もっといえば「ブリテン諸島」を構成する諸政治・行政単位の代表が、一堂に会して、共通課題を検討する。ここに、かつての連合王国（一八〇一～一九二二年）という地理的枠組みのもと、旧態への復帰ではもちろんなく、連邦国家としてイギリスが、そしてアイルランドとはゆるやかな国家連合的な形態で、統合ヨーロッパのなかでの「ブリテン諸島」というひとつの政治的単位として生き残っていこうとする姿をみるのは、飛躍にすぎるだろうか。

おわりに

スコットランド、ウェールズへの分権や北アイルランド和平プロセスから窺われるように、ウェストミンスタ議会への権限の一極集中をあらため、連合王国を構成する政治的・行政的諸単位への権限移譲と、そのうえでの諸単位間、さらにはアイルランドを含めた「ブリテン諸島」を構成する諸単位間の相互協力を構築する方向で、イギリス国家を変革しようというのが、現在の労働党ブレア政権の姿勢だとすると、そこには、近年における「ブリテン史」の興隆、そして、その「ブリテン史」にみられる「ブリテン諸島史」の傾向との、きわめて強い相関性をみることができる。というよりも、近年の「ブリテン史」は、アカデミズムの域を越えて、連邦国家もしくは国家連合のかたちで、統合ヨーロッパ時代に生き残りをかけようというイギリスの国家的意志をストレートに反映しているとすら思われるのである。イギリスが志向すべきあたらしい国家のありかたの正当性を歴史に求め、逆にかかる観点から再構築されるイギリス史像をもって国民を啓蒙（意識変革）し、これからの時代に適応した新しい「イギリス国民」を教育する。こうした思考が国家レヴェルで存在すればこそ、九〇年代になってにわかに「ブリテン史」が活気づくことになったのではなかろうか。「ブリテン史」が、オーソドクスな政治史、国制史的傾向を濃密に帯び、それゆえに社会史や経済史の方面から批判を受けている点や、[22]「ブリテン史」の提唱者であるポーコク、あるいは集団的アイデンティティという観点から独自の「ブリテン史」を構築しようとしているコリーが、「帝国の構築」をまったく忘れたかのような最近の「ブリテン史」＝「ブリテン諸島史」の傾向を厳しく批判している点も、そうした「ブリテン史」の帯びる、現在の状況に強く規定された「政治性」を裏付けしているように思われる。こうしてみると、「ブリテン史」の隆盛は、たしかに、ボーダーレスでグローバリゼーションの時代、より直接的にはヨーロッパ統合の時代が必然的に要請する「国民国家」の再検討という学問的潮流に棹さす動きであるが、しかし、「国民国家」再検討の全般的傾向とは、相当に性格を異にするものでもあることがわかろう。すわなち、後者の場合は「国民国家」の有する負の側面——差別性、暴力性など——に焦点をあて、これを暴露するのであるが、それに対して「ブリテン史」には、

そうした告発的な性格はない。むしろ現実に存在する「国民国家」に対して、ポジティヴに向き合おうという姿勢が見てとれる。つまり、新しい時代に向けて、イギリスという「国民国家」――「国民国家」としてはきわめてユニークな存在であるが――を否定するのではなく、旧来の「国民国家」の空間的枠組みを維持したまま、国家の内実面での変革を達成し、あらたに「多元主義的国民国家」――自家撞着的であり、適切なタームとはおよそいえないだろうが――へ変身することで、みずからの生き残りを図ろうという国家的意志、もしくは特定政権の意志に積極的に関与しようとする意図が、全体としての「ブリテン史」には強く感じられるのである。もちろん、こうした傾向に、現実政治への学問の従属という危険を見ることもできよう。そうした意味からも、今後の「ブリテン史」の動向には注意を払うべきであろう。

最後に、「帝国」を視野に入れない最近の「ブリテン史」の傾向に対するポーコックやコリーの批判についても、イギリスの現状という観点から、触れておきたい。これからのイギリスがどのように発展を遂げていくにせよ、「歴史家が過去におけるブリテンの発展を再構築するさいに、外の世界の影響にしっかりと注意を払わないというのは、重大な誤りであろう」と、コリーはいう。[23] これは至極もっともな指摘である。しかし、「帝国」ははたして歴史上の、つまり過去のことがらなのであろうか。たしかに「帝国」そのものは――なお海外に植民地を残しているとはいえ――消滅したといってよい。しかし、その遺産となれば、話は別である。たとえばロンドンの社会状況をみよ。旧帝国の各地から流入したさまざまな民族が混交している。しかも、一九八〇年代初めに生じたロンドン南部ブリクストンにおける黒人暴動[24]にみられるような民族・人種差別に根差す社会問題は、いまなお解消されていない。ところが、最近の「ブリテン史」では、こうした現実問題が一切見えてこないのだ。たしかに未来志向で現在にコミットしようとしているように思われる「ブリテン史」ではあるが、一方で、深刻な現実であり、しかも歴史の産物であるこうした問題にまったく関与しない／できないのでは、歴史学としての現在的意義を問われるのではないだろうか。

（1）たとえば、遅塚忠躬、近藤和彦編『過ぎ去ろうとしない近代――ヨーロッパ再考』、山川出版社、一九九三年。

(2) 歴史学研究会編『国民国家を問う』、青木書店、一九九四年。

(3) British History の訳語として、本論では、従来の「イギリス史」とのちがいを明確にするため、「ブリテン史」を用いている。また、British Isles は通常「イギリス諸島」と訳されるが、ここでは「ブリテン史」との整合性から、「ブリテン諸島」と訳した。

(4) J.G.A. Pocock, "British History: A Plea for a New Subject", *Journal of Modern History,* 47,4, 1975, pp. 601-628. なお、ポーコクは七年後に、さらにこれを敷衍した論文を著している。"The Limits and Divisions of British History: In Search of the Unknown Subject". *American Historical Review.* 87,2, 1982, pp. 311-336.

(5) 木畑洋一「イギリス近代国家とスコットランド、ウェールズ」、柴田三千雄他編『シリーズ世界史への問い9 世界の構造化』所収、岩波書店、一九九一年。

(6) Pocock, "British History". p. 610.

(7) R.R. Davies, *Domination and Conquest: The Experience of Ireland, Scotland and Wales 1100-1300* (Cambridge,1990); R.Frame, *The Political Development of the British Isles 1100-1400* (Oxford, 1990).

(8) Davies, *Conquest, Coexistence and Change: Wales 1063-1415* (Oxford, 1987); Frame, *Colonial Ireland 1169-1369* (Dublin, 1981).

(9) L.Colley, *Britons: Forging the Nation, 1707-1837* (New Haven and London, 1992); id., "Britishness and Otherness: An Argument". *Journal of British Studies,* 31,1992, pp. 309-329 (川本真浩、水野祥子訳「『イギリス的なるもの』と『非イギリス的なるもの』——ひとつの議論」、『思想』一九九八年二月号)。

(10) C.Russell, *The Causes of English Civil War* (Oxford, 1990); id., *The Fall of the Stuart Monarchies, 1637-1642* (Oxford, 1991); id., *Unrevolutionary England* (London, 1991); id., "Composite Monarchies in Early Modern Europe: The British and Irish Example", in A.Grant and K.J. Stringer(eds.), *Uniting the Kingdom?: The Making of British History* (London and New York, 1995), pp. 133-146; J. Morrill, *The Nature of the English Revolution* (London, 1993); id., "Three Kingdoms and One Commonwealth? The Enigma of Mid-Seventeenth-Century Britain and Ireland" in A.Grant and K.J. Stringer, *op. cit.*, pp. 170-192.

(11) ただし、このタームは、もとは北アイルランド出身のアイルランド史家J・C・ベケットの造語である。J.C. Beckett, *The Making of Modern Ireland 1603-1923* (London, 1966).

(12) J.Morrill, "The British Problem. c.1534-1707" in

B.Bradshaw and J.Morrill (eds.), *The British Problem, c.1534-1707: State Formation in the Atlantic Archipelago* (Basingstoke and London, 1996), p. 18.

(13) それゆえに、この傾向にポーコクは苦言を呈しているし、コリーはラッセルやモリルにかなり批判的である。Pocock, "Conclusion: Contingency, Identity, Sovereignty" in A.Grant and K.J. Stringer, *op. cit.*, pp. 292-302.

(14) R.G.Asch(ed.), *Three Nations-A Common History?: England, Scotland, Ireland and British History c. 1600-1920* (Bochum,1993); A.Grant and K.J. Stringer, *op. cit.*; S.G. Ellis and S.Barber (eds.), *Conquest & Union: Fashioning a British State 1485-1725*, (Harlow, 1995); B.Bradshaw and J.Morrill, *op.cit.*.

(15) 梶田孝道『統合と分裂のヨーロッパ――EC・国家・民族――』、岩波書店、一九九三年、とくに第一章第二節「国境をまたいだ広域圏」参照。

(16) 木畑、前掲論文。

(17) 青山吉信『実像のイギリス――変わるもの・変わらぬもの――』、有斐閣、一九八四年、第六章。

(18) 堀越智『北アイルランド紛争の歴史』、論創社、一九八三年。

(19) Joint Declaration by An Taoiseach, Mr.Albert Reynolds, T.D., and The British Prime Minister, The Rt.Hon. John Major, M.P., 15 December 1993.

(20) ヨーロッパ統合の精神としての多元主義・多文化主義については、林勝一「多言語・多文化統合体への実験――ポスト・ネーション時代へ動く歯車」『季刊 窓 3 特集＝ヨーロッパ合州国の誕生!.?.』窓社、一九九〇年、二一―三八頁参照。

(21) 以上、八〇年代末期から現在にかけての北アイルランド和平プロセスに関する部分は、*The Irish Times* の記事に依拠した。

(22) たとえば、N.Canny, "The Attempted Anglicization of Ireland in the Seventeenth Century: an Exampler of "British History" in R.G. Asch, *op. cit.*, pp. 49-82.

(23) Colley, "Britishness and Otherness", p. 329.

(24) ブリクストン暴動について詳しくは、近藤和彦『文明の表象 英国』、山川出版社、一九九八年、第三章第二節参照。ただし、近藤氏はブリクストン暴動を黒人暴動もしくは人種暴動とする見方には批判的である。

〔付記〕本稿は、一九九六・九七年度大阪経済大学特別研究費の交付を受けた研究成果の一部である。

（やまもと ただし・大阪経済大学助教授）